

全ト協取次事業

(公益社団法人全日本トラック協会) 令和6年度若年ドライバー確保のための運転免許取得支援助成事業 実施要領

令和6年4月25日
令和6年12月9日改正
一般社団法人東京都トラック協会

一般社団法人東京都トラック協会（以下「東ト協」という。）は、公益社団法人全日本トラック協会が定める「若年ドライバー確保のための運転免許取得支援助成金交付要綱」に基づき、東ト協会員事業者（以下「会員事業者」という。）が新たに運転者として採用した若年ドライバーの特例教習の受講、準中型免許の取得に関し、下記のとおり取次事業として実施する。

1. 事業の趣旨

少子高齢化に対応した若年労働者を確保するため、会員事業者が新たに運転者として採用した若年ドライバーの特例教習の受講、準中型免許取得について支援を行う。

2. 実施期間

令和6年4月25日～令和7年2月28日

※上記期間内であっても、予算額に達した場合はその時点で申請受付を終了する。

3. 助成対象者

会員事業者に在籍するトラック運転者であり、下記①～④の全ての要件を満たす場合に限り、特例教習の受講または準中型免許取得のために指定自動車教習所等にかかる費用を、会員事業者に対する助成金の交付対象とする。

- ① 会員事業者が、令和5年4月1日以降に、当該運転者を採用していること。
 - ② 当該運転者が、平成元年6月2日以降の生まれであること。
 - ③ 当該運転者が、令和5年4月1日以降に指定自動車教習所等を活用して特例教習を受講修了または準中型免許を取得し、その費用の全額を当該会員事業者が負担していること。
 - ④ 当該運転者が、助成金申請時に当該会員事業者に在籍し、運転者として従事していること。
- ※高等学校新卒者等で、当該事業者入社前の在学中（令和5年度中）に上記準中型免許を取得した場合も対象とする。

4. 助成額

(1) 特例教習受講費用の1/3（上限100,000円）

(2) ①準中型免許の取得（新規に準中型免許を取得した者及び普通免許取得後に取得した者） 40,000円を上限

②5トン限定準中型免許の限定解除 25,000円を上限

1事業者あたり合計で300,000円を上限とする。

※ドライバーが個人で受講もしくは取得費用を支払った場合は、助成金を交付しない。

※指定自動車教習所等への通学費用や自動車運転免許試験場にかかる費用等は対象外とする。

※本助成制度は、東ト協が実施する「女性ドライバー免許取得助成」「男性ドライバー免許取得助成」、国、地方自治体又はその他団体等が実施する助成制度との併用を可能とする。ただし、事業者が、同一の特例教習の受講・免許の取得に係る費用について複数の助成制度等を併用する場合でも、交付を受ける助成金等の合計額が事業者の負担額を上回るときは、助成金交付額を減額する。

5. 提出書類

- ① 「若年ドライバー確保のための運転免許取得支援助成申請書（請求書）」（様式1）
- ② 「若年ドライバー確保のための運転免許取得支援助成金交付対象者一覧」（様式1別添）
- ③ 指定自動車教習所等から会員事業者宛の領収書（会社負担分）（写）

※準中型免許の取得あるいは5トン限定解除による取得に係るものであることが判別できな

い場合には、別途明細書等を付すこと

- ④ 当該運転者の雇用保険被保険者通知書（写）
- ⑤ 当該運転者の受講修了証（写）または運転免許証（両面）（写）
- ⑥ 助成金申請時に当該事業者の運転者として従事していることを確認できるもの
※申請直前勤務日の運転日報、点呼簿、運転者台帳のいずれか１点（写）

以 上